

市第82号議案

地区センターの指定管理者の指定

次のように地区センターの指定管理者を指定する。

平成29年12月 5 日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市蒔田コミュニティハウス	南区浦舟町3丁目46番地	特定非営利活動法人みなみ区民利用施設協会 理事長 大津 幸雄	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
横浜市師岡コミュニティハウス	港北区菊名六丁目18番10号	一般財団法人こうほく区民施設協会 理事長 飯山 精三	同
横浜市霧が丘コミュニティハウス	緑区中山町413番地の4	一般社団法人緑区区民利用施設協会 理事長 井上 敏正	同
横浜市上郷矢沢コミュニティハウス	栄区桂町279番地の29	特定非営利活動法人さかえ区民活動支援協会 理事長 磯崎 保和	同

提 案 理 由

横浜市蒔田コミュニティハウス等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）